令和三年政令第二百七十三号

規定に基づき、この政令を制定する。 規定により読み替えて適用する場合を含む。)の より読み替えて適用する同法第三十七条第二項の 三十三条第一項(同法附則第四条第二項の規定に 定により読み替えて適用する場合を含む。)並び 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 法第三十七条第二項(同法附則第四条第二項の規 む。)、第十六条第二項及び第三十三条第一項(同 十号)第二条第一項、第十一条(同法第十六条第 一項の規定により読み替えて適用する場合を含 に同法附則第三条第三項において準用する同法第 内閣は、愛玩動物看護師法(令和元年法律第五

(愛玩動物の種類)

第一条 愛玩動物看護師法 (以下「法」という。) りとする。 第二条第一項の政令で定める動物は、 次のとお

- オウム科全種
- カエデチョウ科全種 アトリ科全種

(免許証等の再交付手数料)

第二条 法第十一条 (法第十六条第一項の規定に で定める手数料の額は、三千四百円とする。 より読み替えて適用する場合を含む。) の政令 (免許に関する事項の登録等の手数料)

第三条 法第十六条第二項の政令で定める手数料 れぞれ当該各号に定める額とする。 の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ 登録を受けようとする者 愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の 五千八百円

二 愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受

けようとする者 三千四百円

第四条 法第三十三条第一項(法第三十七条第二 七千二百円とする。 む。)の政令で定める受験手数料の額は、二万 項の規定により読み替えて適用する場合を含

(受験手数料)

則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(令和四年五月一 日)から施行する。

(予備試験等の受験手数料)

2 定により読み替えて適用する場合を含む。)の り読み替えて適用する法第三十七条第二項の規 十三条第一項(法附則第四条第二項の規定によ 法附則第三条第三項において準用する法第三

政令で定める受験手数料の額は、一万四千円と

3 る。 める受験手数料の額は、二万七千二百円とす 替えて適用する法第三十三条第一項の政令で定 適用する法第三十七条第二項の規定により読み 法附則第四条第二項の規定により読み替えて